

大学院学則第6条 研究科及び専攻の人材養成の目的および  
「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）  
「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）  
「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）

【人間福祉学研究科 人間福祉専攻 博士課程】

○大学院学則第6条 研究科及び専攻の人材養成の目的

社会福祉学及び関係領域の修士課程あるいは、博士課程（前期）等で養った研究能力を基礎として、専門的な研究指導のもと、さらに学識と見識を深め、社会福祉学及び関係領域の高度な専門職業人の養成並びに教育研究者の養成を行うことを目的とする。

○「修了認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）

建学の精神のもとに、所定の単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で課程博士論文を提出し、課程博士論文審査および最終試験に合格した者に博士（人間福祉学）の学位を授与します。

本課程の修了生は、現代社会における社会福祉を取り巻く問題・課題について、自立して研究できる能力を身につけた人です。また、研究・教育職としてあるいは実践現場の指導者として問題対応力・指導力を身につけた人です。

○「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）

自立して研究が進められる能力と実践現場での研究・開発・指導能力を養うために、各年次において専門的な研究指導をします。

本人が希望した教員を主担当として配置することを原則に、ミスマッチのない研究指導を開始します。副担当教員の配置により研究指導のみならず円滑な研究活動に必要なサポートを行います。

また、研究中間報告会を開催し、研究の進捗状況について確認を行います。指導教員のみならずその他の隣接領域の研究者から助言を行うことで、論文の完成度の向上を目指し、個別指導の補強を行います。

論文の審査過程には予備審査を設け、複数の教員による十分な審査と指導を行います。

○「入学者受入れの方針」アドミッションポリシー

社会福祉学やその近接領域に関する専門的な知識を持ち、現代社会における社会福祉が抱える問題点に対する自立した研究力と、研究・教育場面や実践現場における問題対応力・指導力を身につけることに対し強い意欲を持った人。